|  |
| --- |
| 水, 食品 が含まれている画像  自動的に生成された説明  旭川市立朝日小学校  学校いじめ防止基本方針  アパートの建物  中程度の精度で自動的に生成された説明  平成２６年４月  （令和６年４月　改訂） |

【目　次】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| はじめに  第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項  　　　１　いじめの防止等の対策に関する基本理念  　　　２　市立学校の責務等  　　　３　いじめの定義等  　　第２章 学校が実施するいじめの防止等の取組  　　　１　本校のいじめの実情及び今年度の目標（指標）  　　　２　児童が主体となった取組の推進  　　　３　いじめ防止等の対策のための組織の設置  　　　４　いじめ防止  　　　５　いじめの早期発見  　　　　　◇いじめ発見・見守りチェックリスト  　　　　　◇家庭用　子どもの様子チェックリスト  　　　　　◇主な相談窓口  　　　６　いじめの迅速かつ適切な対処  　　　７　いじめの解消  　　　８　家庭や地域、団体との連携  　　　　　◇早期発見・事案対処マニュアル  　　　　　◇いじめ事案対応フロー  　　 ９　関係機関等との連携  　　　　　◇いじめ等に関する相談対応フロー  １０　重大事態への対応  　　　　　◇不登校重大事案に係る対応フロー  １１　学校いじめ防止基本方針の見直しと公表  １２　学校いじめ防止プログラム | …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  …  … | ３  ４  ４  ６  10  10  10  11  13  14  16  17  18  19  22  22  23  24  25  26  27  28  29  30 |  |

**はじめに**

中学1年生の時に深刻で重大ないじめを受けていた、当時中学2年生の女子が、令和3年3月に市内公園において遺体で発見されるという痛ましい出来事が起こりました。  
　旭川市では、教育委員会及び学校において、いじめ防止対策推進法に基づくいじめの認知やいじめへの組織的な対応が十分に行われなかったと反省し、二度とこのようなことが起こらないよう、これまでの取組を見直すとともに、教育委員会及び学校が、いじめの問題への対応を最重要課題の一つと認識し、同法に基づく対応が徹底されるよう、市が問題の解決に取り組む組織体制を構築するなど、いじめの防止等のための対策を抜本的に改めました。

未来の創り手となる子どもたちは、かけがえのない存在であり、一人一人が尊重され、健やかに成長する権利を有しています。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、児童だけの問題ではなく、様々な場面で起こり得る社会全体に関する問題といえるものです。

　本校では，これまでも，「いじめは決して許されない。」、「いじめは卑怯な行為である。」との認識の下，いじめられている児童がいた場合には最後まで守り抜き，いじめをしている児童にはその行為を許さず，毅然と指導するとともに，「いじめはどの子どもにも，どの学校でも、起こり得る。」との意識をもち、児童が安心して生活し、学ぶことができる学校環境の実現を目指してきました。

　いじめの問題は，人間関係のもつれ等に起因しているため，児童や教職員，保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え，家庭や地域と連携し，学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため，本校においては，国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び北海道の「北海道いじめ防止基本方針」，旭川市の「旭川市いじめ防止対策推進条例」、「旭川市いじめ防止基本方針」を踏まえ，いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに，学校と、市長部局、教育委員会とが一体となって、いじめの未然防止、早期発見と重大化の防止、再発防止を図るいじめ防止対策「旭川モデル」を柱に、校内に学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

**第１章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項**

１　いじめの防止等の対策に関する基本理念

旭川市では，いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ，条例第３条において，いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

○　いじめの防止等のための対策は，いじめが，いじめを受けた児童の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下，全ての児童が安心して生活し，及び学ぶことができるようにし，並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

○　いじめの防止等のための対策は，全ての児童がいじめを行わず，他の児童に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず，いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため，児童のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。

○　いじめの防止等のための対策は，いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，市，学校，保護者，市民等及び関係機関の連携の下，当該児童が苦痛を感じている状況を積極的に捉え，速やかに対応するとともに，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では，本基本理念を踏まえ， 令和６年度の学校経営方針の重点を「異なるものへの寛容さをもって、他者と共によりよく生きる人を育む」とし、「すべての朝日っ子が安心して通うことができる学校に」を合い言葉に、全職員一体となっていじめ防止、いじめ根絶を目指します。

２　市立学校の責務等

本市においては，条例により，市立学校の責務が次のとおり定められています。

第５条　市立学校の責務

市立学校は，いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第２２条に規定する組織を置くとともに，基本理念にのっとり，当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

２　市立学校は，在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは，法第２２条に規定する組織において，迅速かつ適切に対処する責務を有する。

３　市立学校は，市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は，学校いじめ対策組織を設置し、基本理念にのっとり、全教職員が一体となって組織的にいじめ防止等に取り組みます。また、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、学校いじめ対策組織において、迅速かつ適切に対処する。併せて、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力します。

また，条例では，保護者の責務，児童の心構え及び市民等の役割についても，次のとおり定められています。

第６条　保護者の責務

保護者は，その保護する児童がいじめを行うことのないよう，当該児童に対し，他の児童に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

２　保護者は，その保護する児童がいじめを受けていると思われるときは，適切に当該児童をいじめから保護するとともに，学校，市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

３　保護者は，市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第７条　児童の心構え

児童は，互いの人権を尊重し，他の児童に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

２　児童は，いじめが，いじめを受けた児童の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童に対して決して行ってはならないことを理解し，いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。

３　児童は，いじめを受けたと思われるとき，又は他の児童がいじめを受けているとき，若しくはいじめを受けていると思われるときは，速やかに，学校，保護者，市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第８条　市民等の役割

市民等は，基本理念にのっとり，児童に対する見守り，声かけ等を行うなど，児童と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

２　市民等は，児童がいじめを受けているとき，又はいじめを受けていると思われるときは，速やかに，市，学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

本校は，保護者や児童，地域の方とともに、「いじめは決して許されない。」、「いじめは卑怯な行為である。」の認識を共有し、「いじめはどの子どもにも，どの学校でも、起こり得る。」との意識をもって連携し、地域を挙げていじめの根絶を目指し、次の取組を行います。

1. 学校だよりや学校ホームページにより「学校いじめ防止基本方針」を保護者、地域の方へ広く公表します。
2. 参観日等において、学校のいじめ防止対策等について、保護者へ説明します。
3. 各種プリントを家庭へ配付し、相談窓口や警察等関係機関との連携について知らせます。
4. 児童会を中心とした児童主体のいじめ根絶へ向けた取組を行います。
5. 道徳科の時間を中心に、主体的、対話的に「命の大切さ」について考える場を設け、相手を思いやる主体的な態度を育みます。

３　いじめの定義等

(1)　「いじめ」の定義

条例では，「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については，法第２条における定義と同内容であり，いじめを受けた児童の主観を重視した定義となっています。

第２条　定義

この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

⑴　いじめ

児童に対して，当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては，次のことに留意します。

○　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は，いじめを受けた児童の立場に立って行う。

○　法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり，「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないよう努める。例えば，いじめを受けた児童の中には，「いじめを受けたことを認めたくない」，「保護者に心配をかけたくない」などの理由で，いじめの事実を否定する児童がいることが考えられる。このことから，いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく，いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ，法の定義に基づき判断し，対応する。

○　インターネットを通じたいじめなど，本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ，当該児童が心身の苦痛を感じていない場合も，いじめと同様に対応する。

○　児童の善意に基づく行為であっても，意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい，いじめにつながる場合もあることや，多くの児童が被害児童としてだけではなく，加害児童としても巻き込まれることや被害，加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ，対応する。

○　軽い言葉で相手を傷つけたが，すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては，いじめという言葉を使わず指導するなど，状況に応じ，柔軟に対応する。ただし，これらの場合であっても，いじめに該当するため，事案を法第２２条及び条例第５条に規定する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。

○　けんかやふざけ合いであっても，見えない所で被害が発生している場合もあるため，背景にある事情の調査を行い，児童の感じる被害性に着目し，いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして，けんかやふざけ合いを軽く考え，気付いていながら見逃してしまうことがないよう，ささいに見える行為でも，表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○　児童が互いの違いを認め合い，支え合いながら，健やかに成長できる環境の形成を図る観点から，学校として特別な配慮を必要とする児童については，日常的に，当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2)　いじめの内容

具体的ないじめの態様としては，次のようなものがあります。

○　冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる。

○　仲間はずれ，集団による無視をされる。

○　軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする。

○　ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする。

○　金品をたかられる。

○　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする。

○　嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする。

○　パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる。　など

これらのいじめの中には，犯罪行為として取り扱われるべきと認められ，児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるような，直ちに警察に通報することが必要なものが含まれるため，教育的な配慮やいじめを受けた児童の意向を十分に配慮した上で，児童の命や安全を守ることを最優先に，早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに，指導連絡協議会（補導連絡協会）等を活用し，日頃から緊密に連携できる体制を構築します。

また，嫌がらせなどの「暴力を伴わないいじめ」であっても，繰り返されたり，多くの者から集中的に行われたりすることで，「暴力を伴ういじめ」と同様，生命，身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意します。

(3)　いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては，次のことに留意します。

○　いじめは，児童同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり，いじめの芽はどの児童にも生じ得る。

○　いじめは，単に児童だけの問題ではなく，パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント，他人の弱みを笑いものにしたり，異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり，家庭環境や対人関係など，多様な背景から，様々な場面で起こり得る。

○　いじめは，加害と被害という二者関係だけでなく，はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在，周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や，学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により，いじめは行われ，潜在化したり深刻化したりする。

○　いじめの衝動を発生させる原因としては，①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする），②集団内の異質な者への嫌悪感情，③ねたみや嫉妬感情，④遊び感覚やふざけ意識，⑤金銭などを得たいという意識，⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

○　一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりや，児童の人間関係をしっかりと把握し，全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ，学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり，いじめが起こり得る。

○　児童の発達の段階に応じた「男女平等」，「子ども」，「高齢者」，「障がいのある人」，「性的マイノリティ」，「多様な背景を持つ児童」などの人権に関する意識や正しい理解，自他を尊重する態度の育成，自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ，多様性を認め互いに支え合うことができず，いじめが起こり得る。

(4)　いじめの解消

いじめが解消している状態とは，少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし，必要に応じ，いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア　いじめの行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

イ　いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめの行為が止んでいるかどうかを判断する時点において，いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

(5)　いじめの重大事態

重大事態とは，法第２８条第１項により次のとおり規定されています。

ア　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命，心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命，心身又は財産に重大な被害については，

・児童（）が自殺を企図した場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合　などが該当します。

イの相当の期間については，不登校の定義を踏まえ，年間３０日を目安としますが，児童が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にかかわらず，迅速に対応します。

**第２章　学校が実施するいじめの防止等の取組**

１　本校のいじめの実態及び今年度の目標（指標）

【令和４年度の本校のいじめの実態】

　　○認知件数　　　７件

〇解消率　　　８６％（6件解消）

　　○児童アンケート

　　　・「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」回答児童　（１００％）

　　　・「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」回答児童　　　　　　（　０％）

【令和５年度の本校のいじめの実態】

　　○認知件数　１４２件

　　○「嫌な思い」の態様

・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたりする

・嫌なことを言われた

・押された

・悪口を言われた

〇解消率　７３％（１０３件解消）

　　○児童アンケート

　　　・「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」回答児童　（１００％）

　　　・「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」回答児童　　　　　　（　０％）

【令和６年度の目標】

　　〇「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」回答児童１００％の維持。

　　〇「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」回答児童０％の維持。

２　児童が主体となった取組の推進

　いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ，全ての児童を対象に，学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として，児童同士が主体的にいじめの問題を考え，議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

○児童会が取組の中心になり，各学級でいじめの問題等について話し合い，本校の実態に応じた，「ストップいじめ宣言」を策定する。

○児童会を中心とした取組を行う際に，全ての児童が，いじめ防止の取組の意義を理解し，主体的に参加できるよう活動の工夫を図る。

３　いじめの防止等の対策のための組織の設置

(1)　学校いじめ対策組織の構成

**学校いじめ対策組織**

いじめ対策推進リーダー

（集約担当）

校長

教頭

指導部長

主幹教諭

養護教諭

**いじめ対策チーム**

**報告窓口担当**

指導部員

指導部員

**その他の委員**

学校運営協議会委員

保護者

児童

ＳＳＷ

ＳＣ

弁護士

スクールサポーター

その他の外部専門家

担任

教務主任

特別支援ＣＮ

特別支援ＣＮ

その他の教職員

(2)　学校いじめ対策組織の体制

「学校いじめ対策組織」の体制の整備に当たっては，気付きを共有して早期対応につなげるため，管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め，情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組みます。管理職は，学校の特定の教職員が，いじめに係る情報を抱え込み，「学校いじめ対策組織」に報告を行わないことは，法に違反し得る行為であることを，教職員に周知徹底します。

○児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さず，原則としてその全てを「報告窓口担当者」に報告するなど，的確にいじめの疑いに関する情報を共有し，共有された情報を基に，組織的に対応できる体制。

○事実関係の把握，いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制。

○いじめが疑われるささいな兆候や懸念，児童からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく，又は対応不要であると個人で判断せずに，直ちに全て報告・相談できる体制。

○当該組織に集められた情報は個別の児童ごとに記録するなど，複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制。

○構成員全体の会議と日常的な「いじめ対策チーム」の会議を目的や学校規模等に応じて適切に開催するなど，機動的に運用できる体制。

○いじめの問題に関する指導記録を保存し，児童の進学・進級や転学に当たって，適切に引き継いだり情報提供したりできる体制。

(3)　学校いじめ対策組織の役割

　学校いじめ対策組織の役割は、次のとおりです。

○いじめの未然防止のため，いじめが起きにくく，いじめを許さない環境づくりを行う役割

○いじめの早期発見のため，いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

○いじめの早期発見・事案対処のため，いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録，共有を行う役割

○いじめの情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）があったときには「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど，情報の迅速な共有，関係児童に対する聴取り調査やアンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

○いじめが解消に至るまでいじめを受けた児童の支援を継続するため，支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し，確実に実行する役割

○いじめを受けた児童に対する支援，いじめを行った児童に対する指導の体制，対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実行・検証・修正を行う役割

○学校いじめ防止基本方針における年間計画（学校いじめ防止プログラム）に基づき，いじめの防止等の校内研修を企画し，計画的に実施する役割

○学校いじめ防止基本方針が自校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い，学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（ＰＤＣＡサイクルの実行を含む。）

○学校いじめ防止基本方針の内容が，児童や保護者，地域住民から容易に理解される取組を行う役割

○いじめを受けた児童を徹底して守り通し，事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど，「学校いじめ対策組織」の役割が，児童や保護者，地域住民からも容易に理解される取組を行う役割

○「いじめ対策チーム」の会議を含め，「学校いじめ対策組織」の会議の内容を記録し，文書管理規程の保存年限を厳守の上，整理・保管する役割

４　いじめの防止

(1)　いじめについての共通理解

○いじめの態様や特質，原因・背景，具体的な指導上の留意点などについて，職員会議や校内研修において周知し，平素から教職員全員の共通理解を図る。

○教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し，教職員全員の共通理解を図る。

○全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が，日常的にいじめの問題について触れ，「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成する。

○いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに，学校いじめ防止基本方針（児童版）の作成を支援し，「学校いじめ対策組織」の存在や活動について，児童が容易に理解できる取組を進める。

○いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため，教職員への研修，児童への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組む。

(2)　いじめに向かわない態度・能力の育成

○児童の発達段階や実態に応じた人権教育学習の実施など，学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実により，多様性を理解するとともに，自分の存在と他者の存在を等しく認め，互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。

○児童が性犯罪・性暴力の加害者，被害者，傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の充実を図る。

○家庭や地域と連携を図り，地域の人材，自然や歴史的風土，伝統，文化など多様な教育資源を活用して，児童の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。

○児童の発達段階に応じて，他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性，規範意識を育むため，地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。

○自他の意見の相違があっても，互いを認め合いながら建設的に調整し，解決していける力や，自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など，児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

○インターネットを通じて行われるいじめを防止し，効果的に対処できるよう，児童の発達段階に応じ，プライバシーの保護や，セキュリティの必要性の理解，情報の受発信におけるエチケットの遵守など，情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や，情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組む。

(3)　いじめが生まれる背景と指導上の注意

○いじめの加害の背景には，人間関係のストレスをはじめ，学習の状況等が関わっていることを踏まえ，授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう，一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりを推進する。

○教職員の不適切な認識や言動が，児童を傷つけたり，他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方について共通理解を図るとともに，細心の注意を払う。

○児童が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや，人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに，児童の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。

○学校として「性的マイノリティ」とされる児童に対して，プライバシーに十分配慮しながら，日頃から適切な支援を行うとともに，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

○「多様な背景を持つ児童」については，日常的に，当該児童の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに，保護者との連携，周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

○配慮を必要とする児童の交友関係の情報を把握し，入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

(4)　自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

〇教育活動全体を通じ，児童が活躍でき，他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての児童に提供し，児童の自己有用感を高める取組を推進する。

○児童の個性の発見，よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため，日常的に，児童への挨拶，声かけ，励まし，賞賛，対話，及び授業や行事を通した個と集団への働きかけを行う。

○自己肯定感が高まるよう，困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫を図る。

○自己有用感や自己肯定感，社会性などは，発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ，小・中学校間で連携した取組を進める。

５　いじめの早期発見

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し，「いじめ見逃しゼロ」に向け、たとえ，ささいな兆候であっても，いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりをもち，いじめを隠したり軽視したりすることなく，積極的に幅広く認知します。

また、日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め，児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに，教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い，情報を共有します。

　いじめの早期発見のため，次の取組を進めます。

〇日常の観察や児童との触れ合い，定期的なアンケート調査やストレスチェックの実施，学校ネットパトロールの計画的な実施，チェックシートの活用，教育相談の実施などにより，いじめの早期発見に取り組むとともに，児童が日頃から相談しやすい雰囲気づくりを進める。

○アンケート調査実施後に，関係児童に対する個人面談を必ず実施する。個人面談を実施することにより関係児童がアンケートへ回答したこと等が他の児童に推測されないよう面談の実施方法，時間，場所には細心の注意を払う。

○いじめの相談・通報を受け付ける校内の窓口のほか，保健室（養護教諭）や相談室（スクールカウンセラー等）の利用や関係機関の相談窓口について，ホームページ，学校便り等により周知し，いじめについて相談しやすい体制を整備する。

○保護者用のチェックリストなどを活用し，家庭と連携して児童を見守り，健やかな成長を支援する。

テキスト が含まれている画像

自動的に生成された説明

テキスト が含まれている画像

自動的に生成された説明

グラフィカル ユーザー インターフェイス, テキスト, アプリケーション, メール

自動的に生成された説明

**旭川市立朝日小学校　　　 電話0166-32-3204**

グラフィカル ユーザー インターフェイス, テキスト, アプリケーション, メール

自動的に生成された説明

**旭川市立朝日小学校　　　 電話0166-32-3204**

６　いじめへの迅速かつ適切な対処

いじめの発見又は通報を受けた場合，特定の教職員が問題を抱え込むことなく，直ちに「学校いじめ対策組織」において情報を共有し，適切なアセスメントに基づき，迅速かつ組織的に対応します。いじめを受けた児童を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに，いじめを行った児童に対しては，教育的配慮の下，毅然とした態度で指導します。

(1)　いじめの発見・通報を受けたときの対応

○遊びや悪ふざけなど，いじめと疑われる行為を発見した場合，その行為を止めさせる。

○児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には，真摯に傾聴する。

○いじめを受けた児童やいじめを知らせた児童の安全を確保する。

○発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず，「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり，速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして，いじめの事実の有無の確認を行う。

○いじめを受けたとされる児童が関係児童への事実確認を望まない場合や，関係児童から聴き取りした内容に齟齬がある場合など，いじめの行為の認定に至らないときであっても，いじめを受けたとされる児童の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し，関係児童の見守り等を行う。

○いじめと認知した場合は，いじめを受けた児童及び保護者の意向，当該児童の心身の苦痛の程度，いじめの行為の重大性等を踏まえ，「学校いじめ対策組織」において，支援内容，情報共有，教職員の役割分担を含む対処プランを決定し，いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行う。

○いじめ事案やいじめの疑いのある事案は，認知の有無にかかわらず，全ての事案についていじめを受けたとされる児童の保護者に連絡するとともに，教育委員会に報告する。

○インターネットやＳＮＳ等に不適切な書き込みを発見した場合は，保護者との協力，連携の下，速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに，必要に応じて，関係機関に適切な援助を求める。

○いじめ行為のうち，犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には，被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし，法第２３条第６項に基づき，ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し，連携して対応する。

○児童の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは，直ちに警察等関係機関と連携し，適切な援助を求める。

(2)　いじめを受けた児童及びその保護者への支援

○いじめを受けた児童から，事実関係の聴取を迅速に行う。その際，自尊感情を高めるよう留意する。

○家庭訪問等により，その日のうちに当該保護者に事実関係を伝える。

○いじめを受けた児童や保護者に対し，徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え，できる限り不安を除去するとともに，事態の状況に応じて，複数の教職員の協力の下，当該児童の見守りを行うなど，いじめを受けた児童の安全を確保する。

○いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員，家族，地域の人等）と連携し，いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。

○いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう，必要に応じて，いじめを行った児童や保護者の理解の下でいじめを行った児童を別室において指導するなど，いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

○いじめを受けた児童の保護者に対して，当該児童が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し，理解を得るとともに，当該児童の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供する。

○いじめを受けた児童が登校できない状況となっている場合は，学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い，必要に応じて，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応する。

○状況に応じて，スクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て対応する。

(3)　いじめを行った児童への指導及びその保護者への助言

○いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い，いじめがあったことが確認された場合，複数の教職員が連携し，必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター（警察官経験者）など外部専門家の協力を得て，組織的に，いじめを止めさせ，その再発を防止する措置をとる。

○事実関係の確認後，迅速に当該保護者に連絡し，事実に対する保護者の理解や納得を得た上，学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに，継続的な助言を行う。

○いじめを行った児童への指導に当たっては，いじめは人格を傷つけ，生命，身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ，自らの行為の責任を自覚させる。

○いじめを行った児童が抱える問題など，いじめの背景にも目を向け，当該児童の安心・安全，健全な人格の発達に配慮する。

○児童の個人情報の取扱い等，プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

・いじめの状況に応じて，心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下，特別の指導計画による指導のほか，さらに法第２６条に基づく出席停止や警察との連携による措置も含め，毅然とした対応をする。

・教育上必要があると認めるときは，学校教育法第１１条の規定に基づき，適切に，児童に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし，いじめには様々な要因があることに鑑み，懲戒を加える際には，主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく，教育的配慮に十分に留意し，いじめを行った児童が自ら行為の悪質性を理解し，健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

(4)　いじめが起きた集団への働きかけ

○いじめを傍観していた児童に，自分の問題として捉えさせ，いじめを止めさせることはできない場合でも，誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

○はやしたてるなど同調していた児童に対しては，それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

○学級全体で話し合うなどして，いじめは絶対に許されない行為であり，根絶しようという意識を深める。

(5)　性に関わる事案への対応

○他の事案と同様に，「学校いじめ対策組織」において，組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに，児童のプライバシーに配慮した対処を行う。

○事案の対処に当たっては，管理職や関係教職員，養護教諭等によるチームを編制し，児童に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど，適切な役割分担を行う。

○チーム内のみで詳細な情報を共有し，情報管理を徹底する。

○事案に応じて，スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに，医療機関や児童相談所等の関係機関との連携を図る。

○犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には，被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし，法第２３条第６項に基づき，ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し，連携して対応する。

(6)　関係児童が複数の学校に在籍する事案への対応

○学校間で対応の方針や具体的な指導方法に差異が生じないよう，教育委員会が窓口となり，各学校との緊密な連携の下，対応への指導助言を行うとともに，学校相互間の連携協力を促す。

７　いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく，少なくとも，いじめの行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや，その時点でいじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し，面談等により丁寧に確認するとともに，見守りを継続的に行うことを説明します。

いじめの解消に向け，次の取組を進めます。

○いじめが解消に至っていない段階では，いじめを受けた児童を徹底的に守り通し，その安全・安心を確保するとともに，当該児童の保護者に対し，関係児童の学校生活の様子や学校による支援策の実施状況について定期的に情報提供する。

○いじめが解消した状態に至った場合でも，いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ，当該児童について，日常的に注意深く観察する。

８　家庭や地域，団体との連携

　地域や団体と連携して，いじめの防止等に関する取組を実施します。

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実施・検証・修正に当たっては，保護者や児童の代表，地域住民などの参画を得て進めるよう取り組む。

○学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり，学校便りに記載し配付したりするなどして，児童，保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

○学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については，入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして，児童，保護者，関係機関に説明する。また，年度途中の転入があった場合には，同様に当該児童及びその保護者に説明する。

○いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には，法に基づき，学校として警察への相談・通報を行うことについて，あらかじめ保護者等に対して説明する。

テキスト

自動的に生成された説明

テキスト

自動的に生成された説明

９　関係機関等との連携

　関係機関と連携して，いじめの防止等に関する取組を実施します。

○いじめ行為のうち，犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には，被害を受けた児童の生命や安全を守ることを最優先とし，法第２３条第６項に基づき，ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し，連携して対応する。

○いじめへの対処に当たっては，必要に応じて，「学校いじめ対策組織」に，スクールカウンセラー，スクールサポーター（警察官経験者）等の外部専門家を加えて対応する。

○相談機関との連携については，管理職が窓口となり，個人情報保護に配慮しながら，いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに，対応の状況や結果について教育委員会に報告する。

テキスト

自動的に生成された説明

10　重大事態への対処

(1)　重大事態の発生と緊急対応

○重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合，速やかに教育委員会に相談する。特に，法第２８条第１項第２号に該当する重大事態（以下「不登校重大事態」という。）の疑いがある場合，不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間３０日が目安となるが，欠席期間が３０日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。

○重大事態が発生した場合，直ちに教育委員会に報告する。

○児童やその保護者から，いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは，その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても，重大事態が発生したものとして対応する。

○いじめを受けた児童や保護者に寄り添う担当者を配置し，支援等に取り組むとともに，いじめを行った児童に対し，内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行う。

(2)　学校による調査

学校が調査主体の場合

学　校

＜学校いじめ対策組織＞

①発生報告

②調査組織の設置

③被害児童・保護者等に対する調査方針の説明等

④調査の実施

⑤調査結果の報告

⑥調査結果を踏まえた対応

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づく対応

教育委員会

いじめ防止対策推進部

発生報告

指導・支援

調査結果

の報告

連携

関係機関

○　旭川中央警察署

○　旭川東警察署

○　旭川児童相談所

○　旭川市子ども総合相談センター　等

連携

指導・支援

調査結果の報告

児童・保護者

(3)　不登校重大事態に係る対応

ダイアグラム, 概略図

自動的に生成された説明

11　学校いじめ防止基本方針の見直しと公表

教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や，自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて，毎年度，学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図る。

○「学校いじめ対策組織」を中心に，ＰＤＣＡサイクルにより，学校の実情に即して適切に機能しているかどうかを点検し，必要に応じて見直す。

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況について，児童や保護者を対象に実施する学校評価の評価項目に位置付けるとともに，評価結果を踏まえ，いじめの防止等のための取組の改善を図る。

学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは，速やかにこれを公表するとともに，家庭や地域の理解と協力を得られるよう取組を進める。

○学校いじめ防止基本方針を学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに，学校便り等を活用し，周知を図る。

○入学式や参観日等の様々な機会を活用して，学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明し，保護者等の理解と協力を求める。

12　学校いじめ防止プログラム

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ４月 | ５月 | **６月（強調月間）** |
| 教　職　員 |  |  |  |
| 児　童 |  |  |  |
| 家庭・地域 |  |  |  |

○学校いじめ対策組織会議

・いじめ事案への対応状況の情報共有等

※いじめに関わる相談や報告があった場合は，年間を通じて，随時いじめ対策チームを中心に会議を開催し，認知の判断や対処プランを検討し，実施する。

○学校いじめ対策組織会議

・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討

・いじめ事案への対応状況の情報共有等

○学校いじめ対策組織会議

・学校いじめ防止基本方針の策定

・生徒，保護者への説明内容

・学校ホームページ等での公開

・組織の役割，事案対処マニュアルや対応フロー等の確認・共通理解

○基本方針（児童版）策定

・各学級での検討，周知

○学校いじめ対策組織会議

・いじめ事案への対応状況の情報共有等

○学校いじめ対策組織会議

・いじめ事案への対応状況の情報共有等

○生活・学習Ａｃｔサミットを受けた取組の実施

○市主催「生徒指導研究協議会」への参加

○校内研修

・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告

○校内研修

・基本方針の内容の共通理解

○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加

○学校ネットパトロール

※通年で実施する

○教育相談

○いじめアンケート調査①

○ストレスチェックの実施

**○ＳＣ教育相談**

※通年で実施する

○相談窓口の理解

・スクールカウンセラーなど

○ストップいじめ宣言

○子ども理解支援ツール「ほっと」の実施

**○生活目標・アンケートの取組**※通年で実施する



○保護者懇談会

・基本方針の説明

・インターネット上のいじめ防止等に関わる協力要請

○生活リズム強化週間①

○地域と連携した取組

・百寿大学の方々との連携活動

○基本方針のＨＰ公開

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | ７月 | ８月 | ９月 |
| 教　職　員 |  |  |  |
| 児　童 |  |  |  |
| 家庭・地域 |  |  |  |

○学校いじめ対策組織会議

・いじめ事案への対応状況の情報共有等

○校内研修

・生徒指導研究協議会参加者からの還流報告

○市主催「生徒指導研究協議会」への参加

○縦割り班活動

※今後、全６回で実施する

○生活・学習Ａｃｔサミットへの参加

○相談窓口の理解

・スクールカウンセラーなど

○電子メディア合い言葉

○警察と連携した非行防止教室の実施



|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | **１０月（強調月間）** | １１月 | １２月 |
| 教　職　員 |  |  |  |
| 児　童 |  |  |  |
| 家庭・地域 |  |  |  |

○学校いじめ対策組織会議

・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討

・いじめ事案への対応状況の情報共有等

○学校いじめ対策組織会議

・いじめ事案への対応状況の情報共有等

○学校いじめ対策組織会議

・いじめ事案への対応状況の情報共有等

○相談窓口の理解

・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど

○校内研修

・「生命（いのち）の安全教育」の授業の実施について

○教育相談

○いじめアンケート調査②

○ストレスチェックの実施

○子ども理解支援ツール「ほっと」の実施

○生活リズム強化週間②

○児童が主体となった未然防止の取組

○「生命（いのち）の安全教育」等の人権教育に関する授業

○道徳の授業の公開

・いじめに係わる内容の道徳科授業

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | １月 | ２月 | ３月 |
| 教　職　員 |  |  |  |
| 児　童 |  |  |  |
| 家庭・地域 |  |  |  |

○学校いじめ対策組織会議

・１年間のいじめ防止の取組や対処等の状況，指標等の検証

・新年度に向けた指導や配慮が必要な状況等の確認

・いじめ事案への対応状況の情報共有等

○学校いじめ対策組織会議

・アンケート，教育相談の結果を情報共有，対処の検討

・いじめ事案への対応状況の情報共有等

○学校いじめ対策組織会議

・いじめ事案への対応状況の情報共有等

○市主催「いじめ防止対策研修会」への参加

○校内研修

・いじめ防止対策研修会参加者からの還流報告

○教育相談

○中学校との連携

・進学に伴う情報交換

○いじめアンケート調査③

○ストレスチェックの実施

○相談窓口の理解

・スクールカウンセラー，子どもホットライン，子ども相談支援センターなど

○外部講師（警察）による，スマホ安全教室

○外部講師（警察）による，スマホ安全教室への参加

○学校運営協議会，保護者懇談会による協議

・学校の取組等の評価